

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当
			政策経営局統計情報課 担当者名 <small>な りが な</small> 仁科 <small>にしな</small> 電 話 671-4207

設 計 書

1 委 託 名 令和7年国勢調査 調査区要図及び調査員地図作成業務委託

2 履 行 場 所 横浜市政策経営局総務部統計情報課、18区役所総務課

3 履行期間 期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
又は期限 期限 令和7年8月4日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
総務省から貸与された調査区情報(CMS)や住宅地図情報等をもとに、指定の様式で調査区(約33,000調査区)ごとに調査区要図及び調査員地図を作成する(調査区の状況により1調査区につき複数枚に分割となる可能性あり)。詳細は別添仕様書を参照。

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

令和7年国勢調査 調査区要図及び調査員地図作成業務委託仕様書

1 業務委託の概要

総務省から貸与された調査区情報(CMS※)や住宅地図情報等をもとに、「調査区要図」・「調査員地図」を作成することにより、調査員事務を効率化することを目的とする。

※基本単位区をベースとした地図情報と統計情報を統合処理するために総務省統計局が開発した地理情報システム (Census Mapping System : CMS)

2 「調査区要図」・「調査員地図」の作成(プリントアウト)枚数(概算)

総務省から貸与された調査区情報(CMS)や住宅地図情報等をもとに、指定の様式で「調査区要図」・「調査員地図」を作成する。

約 33,000 調査区について、調査区ごとに1枚作成(調査区の状況により1調査区につき複数枚に分割となる可能性あり)。

3 成果品

本業務における成果品は次のとおり。

- (1) 「調査区要図」の印刷物(白黒)及びデータ(PDF)
- (2) 「調査員地図」の印刷物(カラー・複製許諾含む)及びデータ(PDF)

4 作業項目と日程(予定)

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 横浜市から受託業者への資料提供 | 令和7年5月 |
| (2) 受託業者による調査区要図の作成 | 令和7年5月から6月まで |
| (3) 各区による調査区要図の点検 | 令和7年6月から7月まで |
| (4) 受託業者による調査区要図の再作成 | 令和7年6月から7月まで |
| (5) 受託業者による調査員地図の作成 | 令和7年6月から7月まで |
| (6) 成果品の納品 | 令和7年8月4日(月)まで |

5 納品

「調査区要図」・「調査員地図」の印刷物及びデータの入ったCD等を各区総務課統計選挙係に納品する。また、全区のデータの入ったCD等を一式、横浜市政策経営局統計情報課(以下、「横浜市」とする。)に納品すること。データについては、ファイル名に調査区番号を含み、調査区番号の昇順に並ぶよう命名すること。また、横浜市から貸与した資料等は業務完了後に返却又は廃棄を行うこと。

納品期限 令和7年8月4日(月)

6 横浜市が用意するもの

「調査区要図」の成果物印刷用として、総務省が作成した用紙を横浜市から提供する。また、次の資料等について貸与する。

- (1) 背景図データ「Zmap-TOWN II デジタル住宅地図」(総務省から貸与)
- (2) 「調査区 CMS データ(基本単位区)」データ(総務省から貸与)

- (3) 「調査区 CMS データ（基本単位区）」データに反映されていない調査区の分割・統合・修正情報
- (4) 所在・備考情報データ(excel 形式)

※(1)(2)は行政区ごとに区別し、それぞれ1枚のCD等にまとめたもの(計18枚)。要返却

※(3)については、修正指示を地図(紙又はPDFデータ)に記載したもの

※(4)については、調査区番号、所在及び備考情報のテキストが入ったもの

7 受託業者が用意するもの

- (1) 各区点検用の「調査区要図」印刷に必要なA4用紙、「調査員地図」印刷に必要なA3用紙、納品に必要なCD等
- (2) 「調査員地図」を作成するため、総務省から貸与を受けた「調査区 CMS データ（調査区境界線等の情報）」と重ねることができる住宅地図データ(居住者名入りでなるべく最新のもの)及び作成に必要な複製許可

8 「調査区要図」について

「調査区要図」の見本については別紙1、分割の例は別紙2、集合住宅の例は別紙3を参照。

- (1) 「調査区要図」は、提供する用紙の枠内に道路、河川、鉄道、住宅・建物枠、方位記号、調査区境界(●ー)、基本単位区境界(○ー)を見やすく印刷すること。また、備考情報があるものについては枠内左下等に印刷すること。
- (2) 都道府県名、市区町村名、区名、市区町村コード、調査区番号及び調査区の所在地(一部でも可)を所定の欄に印刷すること。
- (3) 「調査区要図」の大部分の住宅・建物枠内に、出力後に手書きで二桁の数字が加筆できる縮尺とし、難しい場合は一定の余白を確保したうえで、住戸がなるべく大きく印字されるよう方位・縮尺の調整を行うこと。方位・縮尺を調整しても大部分の住宅・建物枠内に、出力後に手書きで二桁の数字が加筆できない場合には、全体図に加えて分割図を作成すること。面積の小さな調査区などについては、基本を1/800~1000として印刷を行うこと。方位については北が上側になるよう作成すること。
- (4) 集合住宅等の調査区については、引き出し図(※)を枠内に記入できるような余白を設けるよう、縮尺率を適宜下げて印刷を行うこと。また、階などで分割されて複数の調査区が設定されている集合住宅については、便宜上建物や敷地が分割された CMS データとなっているため、それらを統合した上で、それぞれの調査区分の調査区要図を作成すること。
(※)引き出し図とは、集合住宅等の階数、階ごとの部屋数がわかるようマス目を入れた、それぞれのマス内に二桁の番号を記入するために調査員が記入する図
- (5) 枠内の調査区番号等については、建物枠などをなるべく避けて印字を行うこと。
- (6) 分割図はできる限り基本単位区ごととなるよう作成すること。この際、基本単位区の境界線をいずれの分割図にも表示させること。「調査区要図」右上に「全図 1/○」及び「分割図○/○」の通し番号を印字すること。
また、分割図が4枚以上になる調査区については、当該区の指示を受け作成すること。
- (7) 成果物の印刷にあたっては必ず横浜市が提供する用紙を使用すること。各区の点検用の印刷用紙については任意のA4用紙を使用すること。

9 「調査員地図」について

「調査員地図」の見本については別紙4を参照。

- (1) 作成する「調査員地図」の仕様についてはA3用紙を基本とする。調査区の範囲が広く居住者名が印字されない場合は複数枚に分割する。
- (2) 確定した調査区要図の調査区範囲をもとに出力すること。
- (3) 「調査員地図」については、方位・距離の目安を表す記号、調査区境界(赤)、基本単位区境界(濃い緑)、都道府県名、市区町村名、市区町村コード、調査区番号及び調査区の所在地を見やすく表示すること。また、備考情報があるものについては表示すること。居住者名を表示すること。
- (4) 分割された地図が3枚以上になる調査区については、当該区の指示を受け作成すること。

10 その他特記事項

- (1) 「調査区要図」(別紙1～3)については見本のため、レイアウト等は横浜市から提供する用紙で確認すること。
- (2) 貸与するCD等、紙資料及びデータの汚損・忘失等のないよう厳重な管理を行うこと。
- (3) 国のCMSデータ作成後に修正した調査区については、『「調査区CMSデータ(基本単位区)」データに反映されていない調査区の分割・統合・修正情報』を受け取った後、CMSデータの修正作業を実施し、「調査区要図」・「調査員地図」の作成を行う。この修正後のCMSデータについては納品物ではないため、納品後に適切に削除等を行うこと。
- (4) その他、この仕様書に記載のない事項については横浜市と受託業者が協議のうえ定める。

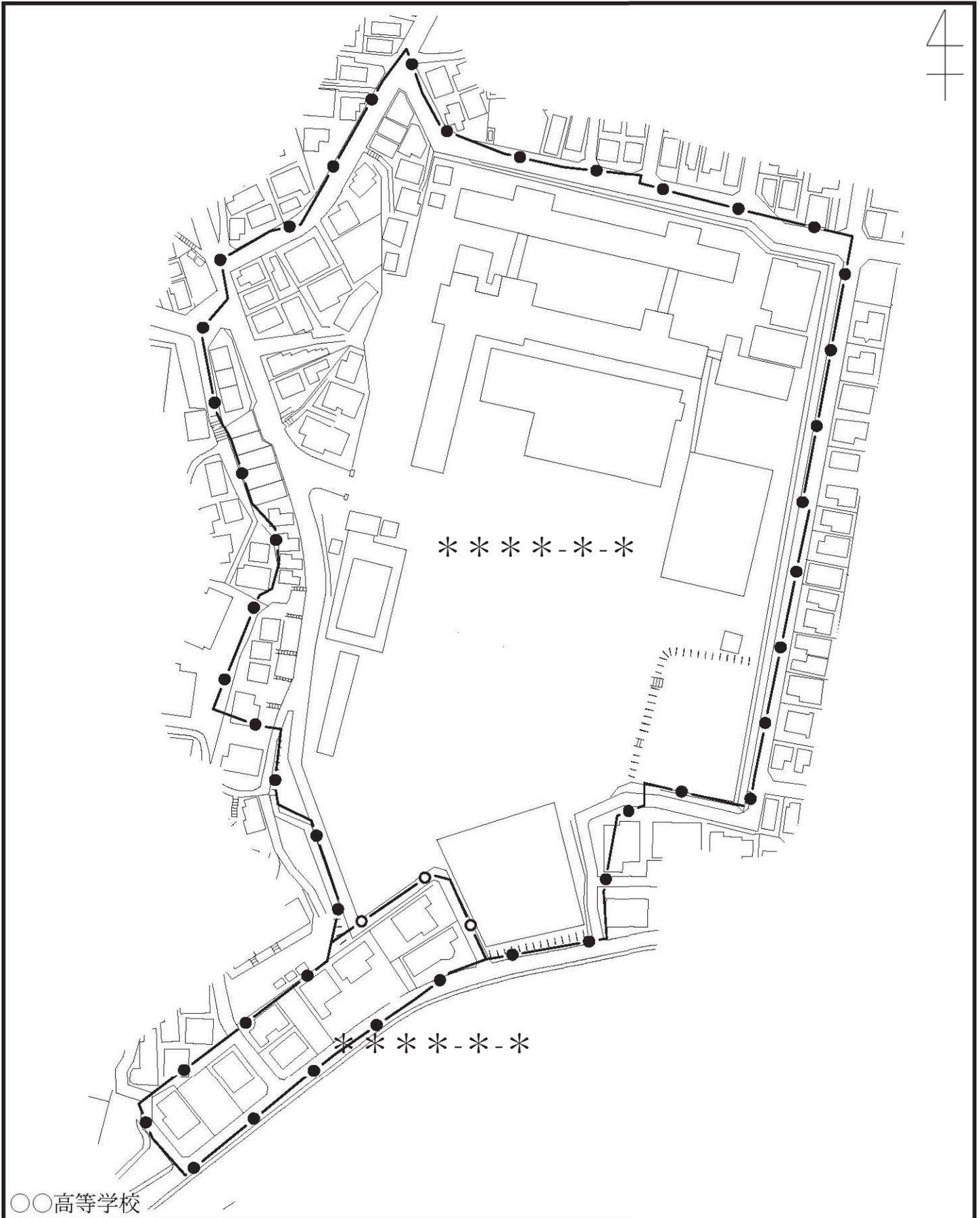
令和7年国勢調査

調査区要図

調査員
氏名 _____
調査区
の所在地 ○○町○○番○○号～○○号

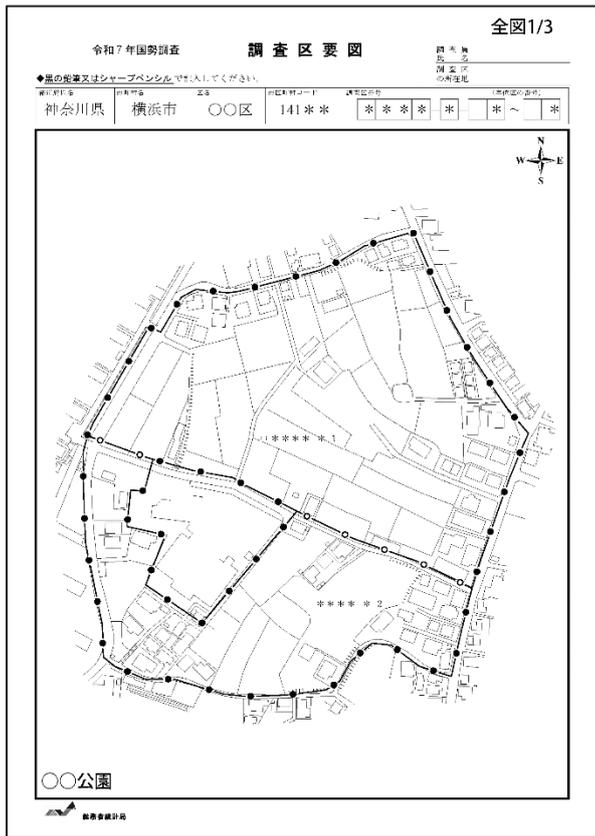
◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。

都道府県名	市町村名	区名	市区町村コード	調査区番号	(単位区の番号)
神奈川県	横浜市	○○区	141**	* * * * *	* ~ *



○ ○ 高等学校

別紙2 範囲が広く縮尺が小さくなっている調査区の処理について

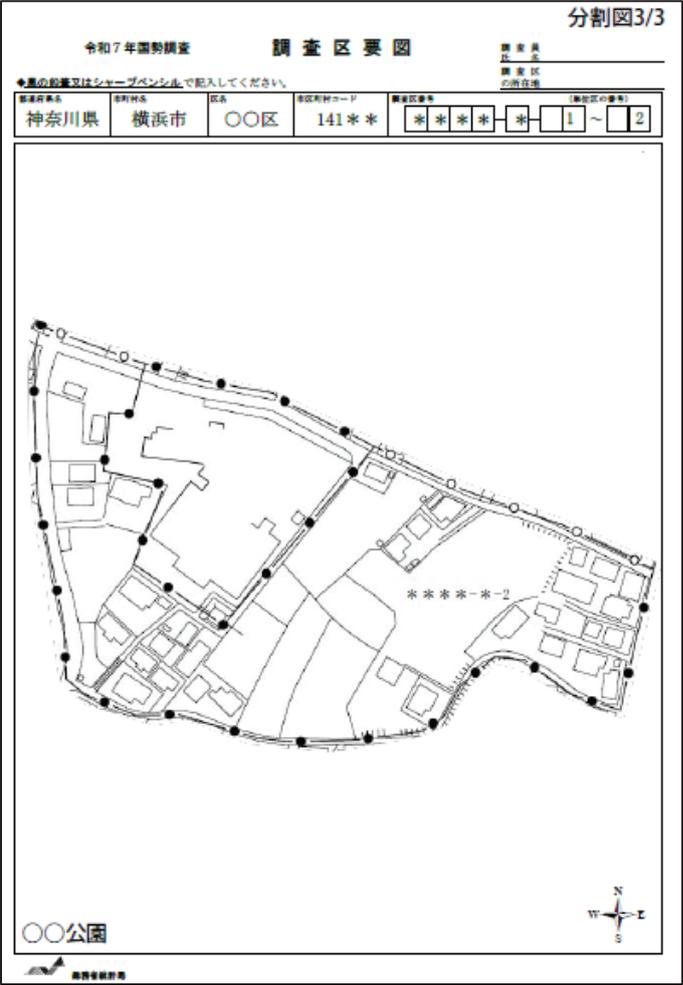
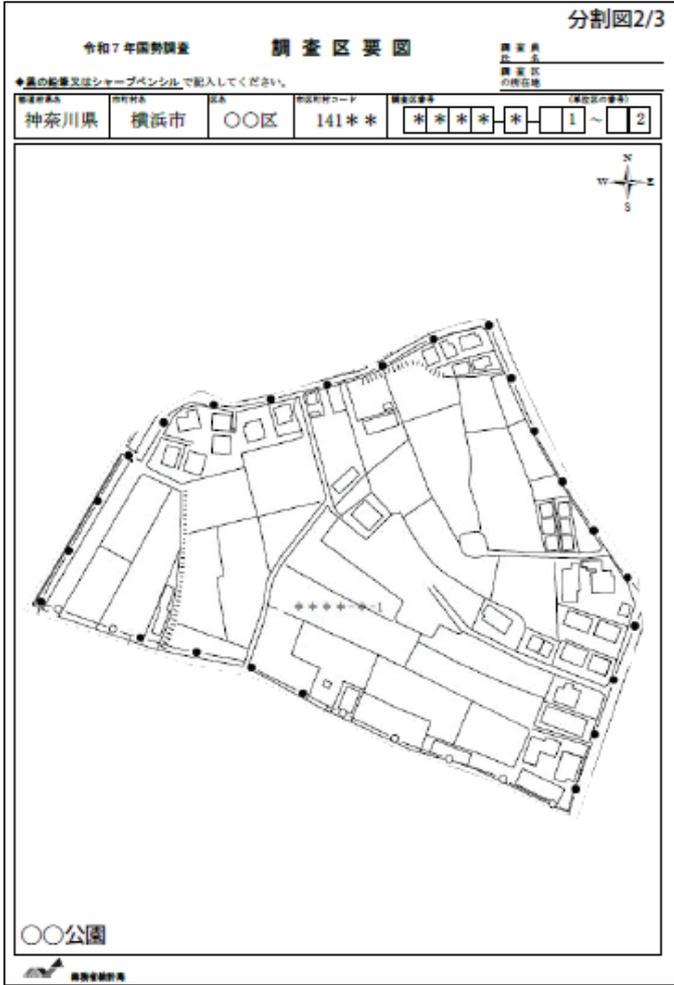


分割する際は、原則、基本単位区ごとに分割すること。その際、分割図間には極力重複の部分を設けず、基本単位区の境界線をいずれの分割図にも表示させること。

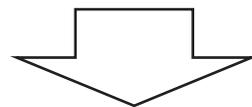
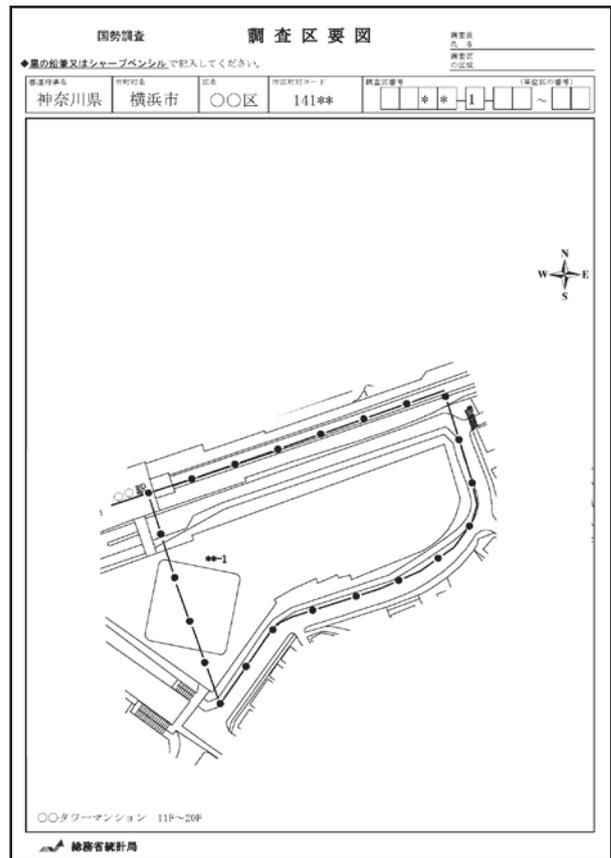
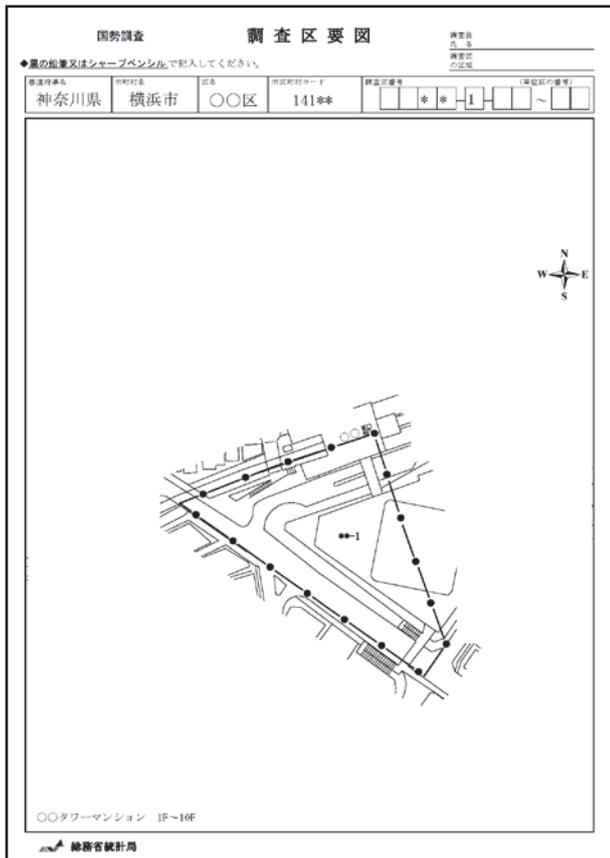
基本的には、分割図間で方位の向きは一致させるが、困難な場合は当該区の指示を受け作成すること。分割図間の縮尺の多少の差は許容とする。

分割図が4枚以上になる調査区については、当該区の指示を受け作成すること。

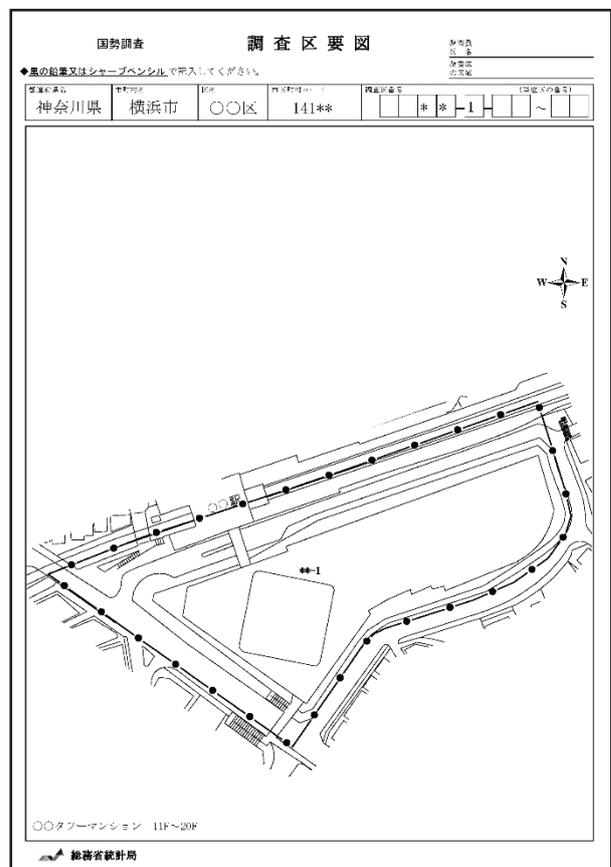
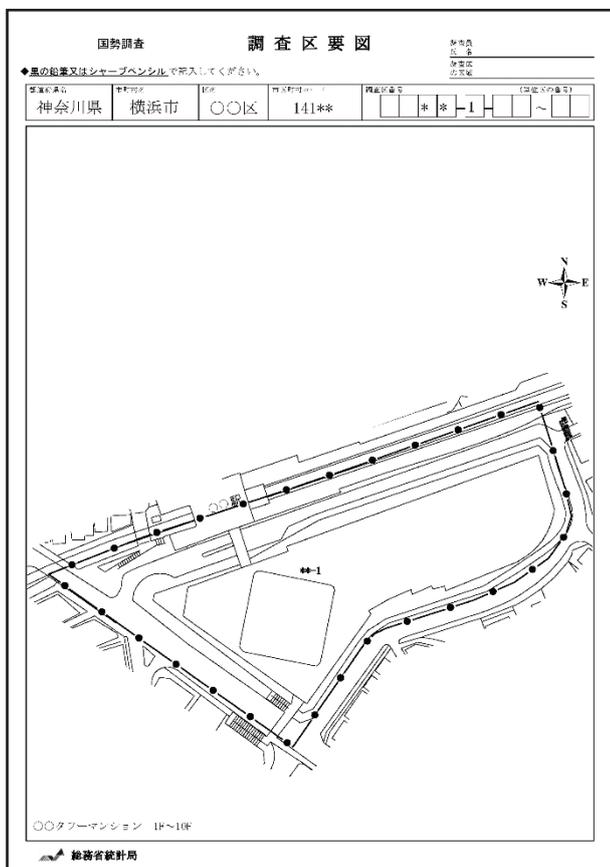
分割図を追加



別紙3 集合住宅が階で調査区が分割され、CMS 上も便宜上分割されている調査区の処理について



調査区番号や備考情報はそれぞれの調査区のものを出力すること



令和7年国勢調査
調査員地図

神奈川県横浜市〇〇区

調査区番号
290-1-1~2

調査区の所在地
〇〇区〇〇二丁目
〇〇番〇〇号~××号

調査区参考情報
〇〇中学校周辺

調査員氏名

縮尺 1/1000

